

明治前半期における井上馨の東亜外交政略

安岡, 昭男 / YASUOKA, Akio

(出版者 / Publisher)

法政大学史学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法政史学 / 法政史学

(巻 / Volume)

17

(開始ページ / Start Page)

11

(終了ページ / End Page)

27

(発行年 / Year)

1965-03-21

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00011783>

明治前半期における井上馨の東亜外交政略

安 岡 昭 男

はじめに

- 一、琉球藩属建議と小笠原島対策
- 二、征台・征韓問題
- 三、江華島条規
- 四、琉球帰属問題
- 五、仁川開港交渉
- 六、壬午事変と濟物浦条約
- 七、甲申事変と漢城条約
- 八、清仏戦争と日仏同盟説
- 九、天津条約と朝鮮共同保護案

むすび

はじめに

井上馨は寺島宗則の後をうけて明治十二年九月外務卿に就任し、明治二十年九月外務大臣を辞任するまで満八年間、明治時代の外相のうち最も長期間にわたって在任した。

当時外交上の一大課題は、いうまでもなく欧米諸国との条約改正問題であったが、一方東亜においては、朝鮮・安南・琉球など

をめぐり宗主権・属不属の論が、日清兩國の主張や露英仏各國の極東政策と絡んで、屢々事端を生じ変乱を惹起した。井上は在任期間を通じて条約改正交渉⁽¹⁾に腐心すると共に、他方清韓兩國をめぐる問題にも、その対策に苦慮するを余儀なくされた。

井上の対清韓政策に関しては、従来明確な点が残され論議の余地を存したが、近年に至り彭沢周・山辺健太郎両氏の間、甲申事変前後をめぐって見解の相違が見られた⁽²⁾。

筆者は先きに「日清戦争前の大陸政策」⁽³⁾を通観略述したことがあるが、その中で断片的にしか触れ得なかつた井上の東亜外交政略について、本稿では外務卿就任以前の琉球・台湾問題、江華島事件から壬午・甲申両事変、天津条約を経て外相辞職に至るまでの間を、関係史料に拠って検討してみたい。

井上の対清韓政策の本質を理解するには、限られた一時期の方策のみでなく、前後の期間を通じて考察されねばなるまい。幸い明治年間の関係外交史料の公刊も徐々に進んでいるので⁽⁴⁾、今後は一層史料の批判分析が厳密となり、従来の所説が修正され、事実の究明が深まることが期待される。

- (1) 井上馨の条約改正交渉に關する近業としては
横山晴夫「井上外務卿と井上毅」歴史教育九卷一号 昭36・1
稲葉克夫「条約改正における井上外交の論理とその支柱的条
件の考察」弘前大学国史研究三三、三四号 昭38・5、昭39・2
- (2) 発表年月順に示せば次の通り
彭沢周「清仏戦争期における日本の対韓政策」史林四三卷三
号 昭35・3
山辺健太郎「甲申事變について——とくに『自由党史』のあ
やまりに關連して——」歴史学研究二四四号 昭35・8
山辺健太郎「朝鮮改革運動と金玉均——甲申事變に關連して
——」歴史学研究二四七号 昭35・11
彭沢周「フェリー内閣と日本」史林四五卷三号 昭37・5
彭沢周「朝鮮問題をめぐる自由党とフランス——主として山
辺氏說に対する批判——」歴史学研究二六五号 昭37・6
彭沢周「甲申事變をめぐる井上外務卿とフランス公使との交
渉」歴史学研究二八二号 昭38・11
- (3) 國際政治「日本外交史研究」日清・日露戦争（日本國際政
治学会）所載 昭37・4
- (4) 田中直吉監修・金正明編『日韓外交資料集成』第三卷甲申
事變・天津条約編（昭37）第七卷日韓交渉事件録（昭38）
外務省編『日本外交文書』明治年間追補第一冊一所収「日清交際
史提要」（昭38）

一 琉球藩屬建議と小笠原島対策

井上馨の領土問題に關する意見でまず徴すべきは、明治五年五
月二十五日、大藏大輔として正院に提出した琉球統治に關する建
議(1)であろう。それは琉球の沿革に觸れ、その存在について
「我薩ノ南岬ト相距僅数十里、豆ノ無人八丈、蝦ノ薩加連ニ比
スレバ、内地ニ接近スル大逕庭ナシ。故ニ彼國ハ我殘小ノ南海
中ニ起伏スル者ニシテ、一方ノ要衝、皇國ノ翰屏、譬バ手足ノ
頭目ニ於ルガ如ク、運為ノ職ヲ尽シ、捍護ノ用ニ可レ供儀、喋々
竭レ論ヲ不レ待候。」
と地理・国防上の見地に立ち、その兩屬状態に關して

「彼従前支那ノ正朔ヲ奉ジ封冊ヲ受候由相聞、我ヨリモ又其携
式ノ罪ヲ匡正セズ、上下相蒙曖昧ヲ以テ數百年打過、何共不都
合ノ至ニ候ヘ共、君臣ノ大体上ヨリ論候ヘバ、仮令我ヨリ涵容
スト雖ドモ、彼ニ於テハ人臣ノ節ヲ守リ、聊悻悻ノ行不レ可レ有
儀勿論ニ候。況百度維新ノ今日ニ至リテハ、到底御打捨被レ置候
筋ニモ無レ之ニ付、従前曖昧ノ陋轍ヲ一掃シ、改テ皇國ノ規模御
拡張ノ御措置有レ之度」
と兩屬清算の要を論じ、続いて具体的方策としては

「去迎威力ヲ挾侵奪ノ所為ニ出候テハ不レ可レ然。依テ彼首長ヲ
近く闕下ニ招致シ、其不臣ノ罪ヲ譴責シ、且前文慶長大捷以後
ノ狀況、順逆ノ大義、土地ノ形勢、其他伝記・典章・待遇・交
渉ノ上ニ表見スル証迹ヲ挙テ詳細ニ説明シ、彼ヲ使テ悔過謝
罪、茅土ノ不レ可レ私有ニ了得セシメ、然後速ニ其版籍ヲ収メ、
明ニ我所轄ニ歸シ、国郡制置・租稅調貢等悉皆内地一軌ノ制度
ニ御引直相成」

るよう、篤と廟議尽すを要望具陳した。

ここに見られる武力併合強行を避け、順序を追い事理を尽して内地化する政策は、多少の曲折はあつても爾後大體政府の履む所となつてゐる。

この上申の翌六月正院は左院に諮詢し、左院は「清ノ封冊ヲ受ケ正朔ヲ奉セシムルハ虚文ノ名ニシテ、島津氏ノ士官ヲ遣シ其國ヲ鎮撫スルハ要務ノ実ナリ」として名よりも実をとり、「分明ニ兩屬ト看做ス」現狀維持策を答議した⁽²⁾。上京の琉球使臣接遇に關して井上は琉球を内國視し当然大藏省管轄とする方策であつたが、左院では、西洋各國使節と異なるはもとよりだが「維新後今般使人始テ来朝スレハ其事件モ地方官ノ朝集スルヨリ重大ナラン」として「外務省ニテ権リニ其事ヲ掌ル寧ロ大藏省ヨリモ便ナリ」との意見であつた。

かくして明治五年九月十四日、琉球使節正使尚健(伊江王子)

以下參朝、琉球國王尚泰を藩王に封じ華族に列し、新貨幣・紙幣計三万円を下賜した。井上は大藏省三等出仕沢沢栄一と連名で十月二十二日、在英吉田清成宛書翰に「琉球ハ全く御國之版圖たる事を明了ニいたし度と段々建議も仕候処、幸ひ使節も着京いたし、改而藩名を御附与相成、其外金銀貨附等をも取計候。先以好都合ニ御座候」と報じている。この金銀貨附とは、琉球藩の負債金二十万円を政府が引受け、琉球積出しの砂糖を抵当に東京第一国立銀行から借入れ、大藏大輔として井上が署名した事を指している。

井上の琉球対策は、右のように財政的措置を伴う緩撫策であ

り、兵力發動を招く強行策を排した事は、台灣問題に対する意向にも通ずるものがある。

次に小笠原諸島は当時外国人のみ居住し、政府は明確な措置を講じていなかったが、すでに民間では谷暘卿が明治二年七月以降再三にわたり開拓を建議し、政府部内でも同月外務権少丞宮本小一郎の開拓建議があり、三年九月外務卿副島種臣は琉球藩に小笠原島開拓を委託しようとした。明治五・六年には駐日の独米英各國公使から相ついで同島の所轄主權に關し質疑を受けている。

井上大藏大輔は六年三月十日、正院に対し

「有益の見込も無之間先つ度外に被為差置候方可然存候」

と答申し⁽⁴⁾、同島の經濟的価値を考慮する現実的な現狀維持論を示した。外務省では同島放置には反対で、副島外務卿は海軍省管轄とし開拓は準備の上着手と答申しており、實際の回收施策は明治八年以降実施される。

小笠原諸島に対する井上の消極論は琉球の場合と対照的であるが、両諸島の諸条件・事情の相違は同一の論でないとの判断に基づいた意見であらう。

(1) 『世外井上公伝』第一卷四八九—九〇頁、松田道之『琉球処分』上 五一—六頁(五月三十日とする)

(2) 『琉球処分』上 六一—二頁「琉球國使者併其國ヲ処置スルノ議」

(3) 『世外井上公伝』第一卷 四九四頁

(4) 『大日本外交文書』第六卷(一八一)附一、三九二頁

二 征台・征韓問題

琉球宮古島民六十名が明治四年十一月台湾蕃地に漂着し五十四名が生蕃に殺害された。この報が至るや鹿兒島県参事大山綱良が五年七月間罪出師を政府に上申した(1)のを始め、政府部内にも征蕃の議が起つた。前記の琉球藩王冊封も征蕃実行の前提として藩属の明確化を期したと解される。

井上は琉球藩属確立は建議したが、征台出兵には反対で、五年十月十八日、岩倉使節副使として在欧の木戸孝允(2)にも、征蕃の議に「吾輩尤不同意ヲ申立」てた次第と「内富強ノ基礎相立、然後他ニ及ブヲ順序トス」る見解を示し、木戸の帰朝を望んでいた。

六年二月外務卿副島種臣は自ら請い特命全權大使として清国差遣を命ぜられ、三月九日台湾に関するも審理の全權を委任された(3)。当時井上は副島の遣使には反対で、同年三月一日大隈重信宛書翰にも「ホルモサ一件ニ付而は御再議も相起り候由、然るに未タ政府モ時々種々の議論相生し、未タ地方江夫々取締相付候次第ニも無之、随て人々疑惑多キ中ニ外国之事生し候様之事ハ政府之ポリシーを達スルハ扱置、実ニ国家迄誤ル一大重事件」と憂えて、副島の代りに陸奥宗光(租税頭)を「充分適當当敷」と推している。副島大使渡清後も井上は、「一旦副島を呼戻して、対清方針を定めた後、更に処置を執る意見であった」(4)らしいが、もとより行われなかつた。六年三月には備中小田畧水夫四名の台湾漂着遭難事件が発生し、征蕃論は一層昂揚された。この前後、井

上は征蕃反対意見(5)を太政大臣三条実美に提出し次の五点を指摘した。

第一、「問罪義務」は目今国内庶務整わず、これを名目に全力で略地の計に当るを不可とす。宇・米各国垂涎の地というも外人の臆説に過ぎず、出兵は得失償わない。

第二、維新の名あつて実を全うせざる形情に無用の兵事は、外に利あるとも内に害さらに甚しい。

第三、全国の会計を按ずるに、費用常に入額を越え、昨今兩年は二千金万の巨額を費す。

第四、岩倉大使発遣に当り、大事は必ず照会を経て処置するの約あり、出兵の大事を妄意専決するは約書に反す。

第五、わが兵制未だ全く齊備には至らず、全国募兵漸く実施に及ばんとする状態で、一部の兵力にて大事を興すを不可とす。

以上木戸孝允の征台反対意見(六年八月)と立場を同くする内治優先論といえるが、井上は六年五月三日辞表提出、同十四日免官となつた。五月二十六日大久保利通、七月二十三日木戸が欧州から、同二十六日副島が清国から帰朝、九月十三日岩倉大使が帰朝復命、遣韓大使をめぐる論争が展開される。当時井上は在朝せず直接その渦中にはなかつたが、三条大臣発病、岩倉の擢行に、十月二十一日伊藤博文宛書翰に「コレヤ^鮮朝等ノ事ハ丸デ発狂説を以取消候事第上策と奉愚考を候」(6)と岩倉支持の意中を洩らしている。

征韓論に対しても征台論同様に内治優先の立場から井上は反対であつたが、論争決裂後も政情を憂慮して、六年十二月十四日木

戸を訪れ入閣を勧告し、二十七日内諾を得た。

征蕃の議は遂に翌七年二月に確定し五月出兵が決行され、折角入閣した木戸は半歳足らずで征台反対のため辭職する。蕃地平定後、清国との紛議に關して全權弁理大臣として大久保利通が命を奉ずるに當つては、和戦の權を与えられていた(8)。

井上は対清開戦を危惧し、大久保の渡清内定に山田顯義・青木周蔵らとその不可を論じ、山田は三条・岩倉兩大臣に反対意見を極論したが容れられず、井上らの全權派遣阻止は功を奏しなかつた。幸い北京での交渉は十月末に至り清国が征台を義挙と認め妥結を見たが、井上は十一月十日木戸宛書翰に(9)

「支那關係一件モ終ニ償金迄モ相払候様立至リ候由、實以御ケシ之算外ニ出ル不可量、ヒヨシナ事カラ東洋ニ武名ヲ顯シ、往先上ツリニ不相成候様、人心ヲ撫育方第一ト存奉候、所謂恠我之高名ナル者ニ御座候」

と為政者の自重を望み、続いて

「此先又此勢ヒヲ他え用ニル等之事再発候而ハ人民立処無之候、深ク御高案此時に奉存候」

と将来への戒めを添えている。

この場合武力を「他え用ニル」とすれば恐らく朝鮮を描いて考えられない。この書翰からも當時の井上の憂慮は窺えるが、井上が官命を受けるのは翌八年九月、江華島事件発生後であり、その原因となった朝鮮への示威的行動は井上の関知しない所であつたといえる。

(1) 『琉球処分』上二二頁、黒竜會『西南記伝』上巻一 五四

明治前半期における井上馨の東亞外交略(安岡)

七―四八頁

(2) 『世外井上公伝』第一卷 四七七―七八頁

(3) 『副島大使適清概略』明6(『明治文化全集』第六卷外交篇所収) 参照

(4) 日本史籍協會『大隈重信關係文書』第二 三七頁

(5) 『世外井上公伝』第一卷 四八七頁

(6) 『世外井上公伝』第一卷 四八〇―八六頁、大津淳一郎『大日本憲政史』第一卷 六八八―九一頁

(7) 『世外井上公伝』第二卷 五八六頁

(8) 金井之恭『使清弁理始末』明8(『明治文化全集』第六卷外交篇所収) 参照

(9) 『世外井上公伝』第二卷 六一〇頁

三 江華島条規

明治八年九月二十日、雲揚艦の江華島砲台との交戦いわゆる江華島事件が発生し、政府は十二月九日、陸軍中將兼參議開拓長官黒田清隆に特命全權弁理大臣、さらに同月二十七日議官井上馨に副全權弁理大臣として共に朝鮮差遣を命じた(1)。

この人選は当初木戸孝允が使節を希望し内定していたが(2)病勢思わしからず、黒田が代つたもので、副使として井上が推され伊藤博文が井上への交渉に當つた。「大久保も黒田一人を派遣するだけでは心許なく思つた」ので「不戦論者」「内治論者」と目されていた井上を補佐役に推した。また両者の起用には薩長両閥の均衡も考えられる(3)。

井上は仕官を断念した素志にも反するし、木戸の渡鮮を極力諫止した関係からも容易に受諾しなかったが、伊藤や山県有朋との会合の結果使節を内諾するに至った(4)。

黒田全権に与えられた訓条には(5)

「我主意ノ注ク所ハ交ヲ続クニ在ルヲ以テ、今全権使節タル者ハ和約ヲ結フ事ヲ主トシ、彼能我カ和交ヲ修メ貿易ヲ広ムルノ求ニ順フトキハ、即此ヲ以テ雲揚艦ノ賠償ト看做シ承諾スル事」

を委任している。この江華島談判を前にして政府は顧問ポアソナード C. E. Boissonade に公法上種々の場合を研究させ、その訓令にも多くを負った跡が窺える。

両全権は玄武丸に搭乗し日進艦・孟春艦・高尾丸・函館丸・矯竜丸を従えて、明治九年一月十五日釜山へ入港、同日儀仗兵の名義で陸兵二大隊増遣を申請したが、平和的解決を期する政府は、内外への顧慮からも実行困難を回訓した。しかし朝鮮側から開戦の場合を考慮し、山県陸軍卿を下関に派遣し、広島・熊本両鎮台からの出動準備は整えていた。井上は増派稟請に際して伊藤参議に与えた一月十六日付私信に「決て黒田井生も粗暴之挙ハ不仕候間、御安心可被下候」(7)と伝えており、「我レヨリ暴挙セザルハ兼テ約束之通」りであった。

江華府談判は二月十一日開始し同二十六日、日鮮修好条規(江華島条約)を調印し、三月五日復命した。

本条約は当時日本が欧米諸国に認めていた領事裁判権を逆に朝鮮に対して一方的に認めさせた(第十款)ことが指摘されるが、これ

は釜山草梁公館における従来の慣例を成文化したともいえる点を考慮されねばなるまい(9)。この条項については全権への太政大臣訓令には明示がなく、交渉記録(10)にも本款に関して朝鮮側で異議を挟んだ記事は見当たらない。

ともかく本条約により日本は欧米列国に先んじて朝鮮開国の端緒を啓いたのであった(11)。

ついで日本政府の要請により朝鮮修信使金綺秀(礼曹参議)が来朝し九年六月一日参内、一行は陸海軍の施設や開成学校、元老院議事堂などを見学した(12)。

井上(元老院議官)は滞京中の金綺秀に会いロシア警戒防禦の要を説いている(13)。その意図は那边にあつたか知れないが、日本政府要路者自らの警戒心を表白したのもともいえよう。

(1) 『大日本外交文書』第八卷(「六四」)一四四頁

(2) 小林克巳「江華島事件と木戸孝允の立場」日本歴史八三号

昭30・4参照

(3) 『世外井上公伝』第二卷 六九三—九四頁

彭沢周「明治前期の遣韓使節に関する考察」東方学 二七輯 昭39・2

(4) 『世外井上公伝』第二卷 六九四—九五頁

(5) 『大日本外交文書』第八卷(「六四」)一四六頁

(6) 『秘書類纂・朝鮮交渉資料』上巻 九〇—一〇五頁、一〇九

一一—一二頁

(7) 『世外井上公伝』第二卷 七〇—一頁(伊藤家文書)

(8) 『秘書類纂・朝鮮交渉資料』上巻 八五頁

(9) 田保橋潔『近代日鮮関係の研究』上巻 四八九—九〇頁

(10) 「使鮮始末」・「使鮮日記」(国立国会図書館憲政資料室蔵 黒田家文書)

(11) 江華島事件を扱った最近の論文に

中国柱「韓国の開国」(国際政治「日本外交史研究」幕末・維新時代) 昭35・12

(12) 丙子修信使に關しては

田保橋潔「丙子修信使とその意義」青丘学叢十三号 昭8・8
中国柱「江華条規直後の韓日外交」(国際政治「日韓関係の展開」) 昭38・7

の両論文があり、その評価に關して前者はこれを「善使」とし、後者は「惡使」と見ている。

(13) 『修信使記録』(日東記遊・修信使日記・使和記略) 韓国史料叢書第九(檀紀四二九一年・國史編纂委員會) 五一—五二頁、一—二三頁 なお拙稿「明治初期の対露警戒論に關する一考察」法政史学十三号(昭35・10)にも本書から引用した。(文中で井上外務卿としたのは誤り)

四 琉球帰属問題

井上大蔵大輔当時の建議が琉球藩属確立を促したについては述べたが、のち井上は外務卿として琉球帰属に關する清国との紛議の衝に當ることになった。

日本の報復征蕃を清国が義挙と認めて償金を支出すると、琉球処分の施策は着々進められ、明治八年三月、召致上京の琉球三司

明治前半期における井上馨の東亞外交政略(安岡)

官への通告に続いて、七月内務大丞松田道之を派疏し、清国との朝貢冊封關係の禁止・藩制改革など達した(1)。琉球藩王の泣訴によつて清国総理衙門は何如璋駐日公使に外務卿寺島宗則宛抗議させたが、その文辭不穩當をめぐつて紛糾していた。この間十二年三四月にかけ松田処分官再三の渡琉で、藩王尚泰の上京、琉球藩廃止・沖縄設置が実施された。

寺島の後を承けて十二年九月十日外務卿に就任した井上は、翌月清国政府に対する反駁答弁の覚書(2)を、宍戸璣駐清公使に送達した。文中琉球の日本領たる因由を述べた上

「年代ノ經過ニ因テ土地ノ上ニ權利ヲ生セシムルモノハ、我々ノ琉球ニ於ケルカ如ク、現ニ之ヲ所領スルノ事實ノミニ成立ツモノニシテ、虚文ニ成立タサルモノナリ」と公法理論に拠つて論旨を展開している。

井上は同年六月来朝した香港總督ヘネッシー J.P.Hennessy にも琉球問題に關して意見を徴していたが(3)、七月前米國大統領グラント U.S. Grant が清国を経て来日するに及んで紛議が打開され「前統領和解ノ意ヲ照シ、務テ和好ヲ保全スル」(5)の趣旨に沿い、全権宍戸公使を北京会商に当らせた。

日本側の案は、琉球諸島のうち宮古・八重山列島を諸国に割讓し、代りに清国に対し最惠國條款の承認を求める「分島改約」案であった。当時宍戸全権に送つた書翰に(6)井上外務卿は

「此決局後ハ定テ世間ヨリハ國權ヲ削ニ不異等ノ議論百出不幸ニシテ野生ノ位置ハ尤其攻撃ヲ直接ニ受ル必然、元來人望少キ一身ヘ又滅殺スルニ不過、併將來清國ト其交際ヲ深クシ互ニ心

事ヲ吐露シ彼吾ノ喜憂ヲ相共ニシ外国ヘ向ケテ略ヲ押シント欲ニ
 不過、則英魯不和ヲ時トシテ干戈ニ預ケントスル或ハ独逸漸東
 洋ヘ着手スルノ目的等一ニ兩國ノ遠謀ナカルヘカラサル今日ト
 愚考セリ」

と自身への不評を甘受しても、欧州諸国の容喙を排して、日清兩
 国間の提携を期する心境を披瀝している。

「二島分割・条約均霑」案は十三年十月成議に達しながら、北
 洋大臣李鴻章の反対上奏もあり調印を回避され実現を見なかつ
 た。

爾後日本側は談判結了の態度を持し(7)、清国側とくに李が尚家
 復封の線で再議を望んだのにも応ぜず、明治十六年、日清修好条
 規改正期限に関連しての提議に対しても井上外務卿は「換約」と
 「球案」は別議と回答(8)、同年安南問題をめぐる仏国の対清提携
 申出にも動かなかった(9)。十八年六月榎本武揚駐清公使への訓
 令では、すでに事情の推移変化に伴い「互相均霑ノ事モ却テ我ニ
 不利ナル次第、加之、爾來政治上琉球諸島ニ施行シタル事項モ鮮
 ナカラズ、且最近欧州諸邦ニ於テハ切りニ植民政略ヲ東洋竝ニ阿
 弗利加ニ拡張スル際ナレバ、一孤島タリトモ決シテ等閑ニ放棄ス
 ベキ時ニ無之候」と、嘗ての分島案は却けられており、琉案を使
 命とする李鴻章の來朝を惧れる口吻ですらある。

琉球問題は正式解決を見ず(11)、井上の初志には反して日清間
 に禍根を残したが、一方朝鮮をめぐる問題が兩國の対立を深める
 ことになった。

(1) 以下琉球処分に関しては松田道之『琉球処分』明12 参照

(7) 『明治文化資料叢書』第四卷外交窩所収 昭37)

(8) 『日本外交文書』第十二卷(一〇六) 一九九頁

(9) 『世外井上公伝』第三卷 一二〇—一二三頁

(10) 三國谷宏「琉球帰属に関するグラントの調停」東方学報

京都十冊三分 昭14 参照

(11) 『日本外交文書』第十三卷 三七一頁

(12) 『日本外交文書』第十三卷(一二四) 三六九頁

(13) 『日本外交文書』第十九卷(五九) 附記各項

(14) 『日本外交文書』第十六卷(九六) (九七)

(15) 『日本外交文書』第十九卷(五九) 附記、第十六卷(二五九)

(16) 『日清交際史提要』第十五編(『日本外交文書』明治追補第一年間)

冊 三六一頁)

(17) 拙稿「琉球所屬を繞る日清交渉の諸問題」法政史学九号

昭32、同「日清間の琉球帰属問題」歴史教育十三卷一号 昭

40・1参照

最近の論稿に、我部政男『琉球処分』(一八七二年—一八
 七九年)の一考察——支配階級の反応の分析を中心に——
 人文社会科学研究三号 昭39・12(琉球大学人文社会科学研
 究所)がある。

五 仁川開港交渉

朝鮮開港後も日本の対鮮交渉は難渋を免れなかった(1)。明治九
 年七月宮本小一理事官は京城で江華条規附録・通商章程に調印し
 翌十年九月から花房義質(2)が代理公使を兼ねて関稅開港交渉に

当り、漸く十二年八月元山津開港を議定し翌年五月開港が実現したが、仁川開港は依然懸案として残された。

当時日本政府の対鮮政策は通商交渉を進めると共に開化誘導に努める方策で、釜山港に医局開設を見たのもその一端であり(3)、のち軍制改革にも契機を与えることになった。

井上外務卿は花房代理公使の建議に基づき十三年一月二十一日付岩倉右大臣宛(4)、二月十四日付三条太政大臣宛(5)、朝鮮政府へ銃器軍艦贈与の件を「恩威並行ハルルノ理ニテ談判上果シテ好都合ノ義」と上申し、同年三月花房への訓条案(6)には仁川開港・京城公使館設置などの他に、船艦銃器贈与に関しては朝鮮軍政改革を促がすため朝鮮要路の「改進黨者ノ心ヲ攪リ」「主戰論者ノ頑陋ヲ破ル」趣意で、軍艦による使臣護衛と相俟って恩威並行し花房上申の意図に応えた所であった。

十三年八月、朝鮮国修信使金宏集が関稅締約の使命を帯びて来朝し、井上外務卿は金に対し京城駐使を要望し開國策を説論した(7)。

仁川開港交渉に関して十四年二月二日付京城の花房公使から、要求貫徹のため「強請ノ手段ニ出テ兵ヲ備ヘテ其地ニ扼リ速決ヲ促ス」策を、この手段でも「決シテ之力為戦争ヲ要スルニ至ルコトナク却テ速ニ平和ノ結局ヲ得ルニ至ルハ必然」との見込みで上申て来た(8)。井上外務卿はこの強行策は採らなかつたが、ついに二月末に仁川開港を翌年九月と議定するに至つた。

朝鮮からは十四年五月に視察団が内命を奉じ入京し、制度文物を分担研究し(9)、十一月には修信使趙秉鐸が通商条約締結交渉

のため来朝し(10)、井上外務卿・花房公使と会談した。交渉は漢城に移され花房公使は十五年五月京城に帰着し、仁川開港期も間近く、朝鮮開化誘導の実も挙ろうとする時、七月京城の変に遭うことになった。

(1) 申国柱「江華条規直後の韓日外交」(国際政治「日韓關係の展開」昭38) 参照

(2) 花房義質は十三年十一月弁理公使として渡鮮。花房家文書

「明治十二年朝鮮交渉書類」「仁川開港の件」「明治十三年四月弁理公使朝鮮事務撮要」東京都立大学図書館蔵 参照

(3) 『世外井上公伝』第三卷 四三二頁

(4) 『日本外交文書』第十三卷(一五九)

(5) 『日本外交文書』第十三卷(一六〇) 四一九頁

(6) 『日本外交文書』第十三卷(一六一) 附屬書、なお十月改定の訓条案は同書(一六二) 附二

(7) 「修信使日記」(前掲「修信使記録」所収)

(8) 『日本外交文書』第十四卷(一四一) 三三二頁

(9) 『日本外交文書』第十四卷(一二二)——(一三〇) 参照

(10) 『日本外交文書』第十四卷(一三一)——(一三八) 参照

六 壬午事変と済物浦条約

明治十五年七月二十三日、京城に発生した日本公使館襲撃の暴動いわゆる壬午の変は(1)、日本の指導による軍制改革などを進める戚族閔妃一派に対して、不満の守旧派が大院君の使喚で惹起した事変であった。前年来、陸軍教官として招聘され新式兵の訓

練に當つていた陸軍工兵中尉堀本礼造は殺害され、花房義實公使も辛うじて逃れ、英艦を頼り七月二十九日長崎に到着し井上外務卿の指揮を仰いだ。

井上は直ちに三十日山県有朋参議と協議、三十一日緊急閣議では花房公使を陸海兵護衛の下に京城に入れ談判させる方針をとつたが、開戦の危険を避け朝鮮政府問責の目的を達するを期した。

同日花房公使へ訓令にも

「陸海軍ヲ派出スルモ未タ開戦シタルモノト為スベカラス特別ニ派遣スル使臣ノ護衛ト我人民ノ保護トヲ目的トス(中略)彼レヨリ攻撃ヲ為スアラハ軍隊指令官ノ臨時処分ヲ為スニ任カスヘシ尤其処分ハ唯防禦ニ止マルヘシ」と留意を指示した。

当時山県参議の意見(3)は「談判激迫ノ際ニ至レハ我軍隊ヲシテ開港所ヲ佔拠シ或ハ時機ニ依リ要衝ノ諸島ヲ佔領シテ以テ要償ノ抵当トナスコト公法上ノ許ス所ナルベシ、右ハ外務卿ハ臨機委任ノ範圍ニシテ花房公使ヘノ訓条中ニ「已ニ具載スル所」とやや強硬のように見えるが、また「今日我国ハ朝鮮ニ向テ仍ホ平和ノ交際ニシテ即明治九年ノ条約ヲ続カントスル者」として、清国の介入排除を専ら主張している。

出張西下の井上外務卿が八月七日下関で花房公使に宛てた訓令は(4)、まだ現地情状不詳で種々の場合を想定している。

一、朝鮮政府に対する暴動の場合

朝鮮政府兇徒処分済みなら直ちに談判。未決の時は我方は「姑ク局外ニ立チ、陸海軍兵ヲ以テ専ラ開港所ヲ占有シ、我在留人

民ヲ保護シ、彼内乱終局ヲ得テ政府又ハ新政府ト更ニ談判ヲ開クベシ」

二、日本官民に対する暴動の場合

この場合は朝鮮政府の責任重大となし、

①「日本ニ対シ不良ノ心ナシト雖モ、其防禦ノ力及バザル」ときは事情を諒察し、「我カ要求スルトコロモ、亦公平至当ヲ要シ、最重ノ極点ヲ出サザルベシ」

②「兇徒ノ暴動ヲ知覚シナガラ防遏ヲ怠リ、又ハ事後ノ処分ヲ怠」ったときは、我が国旗を汚した責任を問い、「我要求ハ重大ノ点ニ関シ、我談判ノ氣勢モ亦迅速快烈ナルコトヲ妨ゲザルベシ」

③「兇徒ト一致シタル時、例ヘバ政府又ハ当局者ヨリ兇徒ヲ教唆シタルノ証アルトキ」は「我ガ弁理ハ極メテ激迫ナルヲ要シ強償ノ処分ニ出、平和処分ノ範圍ノ外ニ在ルハ避クベカラサルノ事機ナリトス」

右の各段階それぞれの場合における臨機事宜の処置を公使に委任した。ただ「已ニ彼ヨリ和平ヲ破ルノ心跡明白ナル」場合には「我ガ至当ト認ムルトコロノ最後ノ処分ニ出ル」ほかなく、「直チニ陸海軍ト共ニ仁川港ニ引退シ」て政府の指令を待つよう指示した。しかし訓令の本旨は次の個所にあろう。

「想フニ朝鮮政府ハ素ヨリ和ヲ傷ルノ意ニ非ルハ、我政府ノ信ズルトコロナレバ、使臣ノ誠意ヲ以テ、再び兩國ノ大局ヲ保全シ、反テ将来ノ為ニ永遠ノ善良ナル交際ヲ得ルニ至ラバ、其要求ト保証ノ条約ヲ併セテ、彼国相当ノ大臣ト便宜ニ換約シ以テ

批准ヲ請フ」

さらに機密訓令や事情悪質の場合に巨済島または松島(鬱陵島)讓与などを含む要求項目が口達で追加された。

花房公使の出兵要請に対して、井上外務卿は陸軍卿代理山県有朋・海軍卿川村純義と協議し出兵に決したが、陸海両卿から陸軍高島綱之助少将・海軍仁礼景範少将宛(5)には、「自然職端ヲ開キ候場合ニ至リ候節ハ、兼テ公使ヘ御付候護衛兵ヲ指揮シ、仁川港其他便宜要衝ノ地ニ抛リ先守備ヲ為シ、公使ト協議ノ上、速ニ其情況ヲ具申シ、何分ノ命令ヲ相待可申」を沙汰し、同じく内訓では(6)

一、陸海軍兵ハ公使之重大使命ヲ果ス為ニ差添ヘラレ、兇暴ニ防虞スル者ナレバ、固ヨリ平和之発船ニシテ宣戦之日ニ非ズ、因テ平穩ニ相心得、朝鮮着港之上、土人ニ対シ疎暴之舉動有之間布事

一、彼レヨリ暴挙ニ及バザルトキハ、縦令談判破ルルノ景況アルトモ更ニ政府ノ指揮アル迄ハ我レヨリ開戦ヲナスベカラザル事と輕挙を戒めている。

当時日本国内朝野に開戦論しきりに唱えられたが(7)、井上外務卿はじめ政府当局は強硬態度を持しながらも、基本方針は平和解決を旨としていた。東京・熊本両鎮台動員による出動準備は最悪事態に備えるものであった(8)。

十五年八月二日、井上外務卿は北京の田辺太一(臨時代理公使)宛に(9)「假令兵端ヲ開カザレバ局ヲ結び能ハザルモ直ニ開戦ハ致サズシテ公使ノ報告ヲ待チ廟議ヲ以テ之ヲ決定スル積」り故、清國政府の疑念を招かないよう申入れることを訓令し、翌日には清

明治前半期における井上馨の東亞外交政略(安岡)

国はじめ英仏露ほか各国公使宛に事変処理につき諒解を求めた。果して清國政府からは朝鮮との宗属關係を称して保護の任を申入れて来たが、外務卿代理吉田清成はこれを回避した。

花房公使に対しても井上外務卿は清國出兵の目的を和戦二様に付度し、その介入を排して直接朝鮮政府との交渉による早期解決を期し、遷延策に対しては「最後ノ書函」で決答を迫るよう、その文案大意を示している(10)。

八月二十七日花房公使への再訓令(11)では榮譽と損害の賠償について政府の謝罪・兇徒処罰など具体的に指示したが、その前文には、「本邦内ノ景況ハ初メ變報到達ノ際ニハ頗ル鬱々騒然ノ勢モ有之候得共、昨今ニ至ツテハ大抵平穩ノ主義ニ帰シ、政府ニ於テハ一致協和單純ノ政略ニ出テ……」と報じている。ただし「單純ノ政略」が何を指すかは明示されていない。

花房公使が入京後、朝鮮政府の遷延策にあい仁川に引揚げたその日、清國の馬建忠が京城に入り大院君を天津へ拉致するに及び、八月三十日に済物浦条約が調印され事態落着した

(1) 壬午の変に関する論文

田中直吉「日鮮關係の一断面——京城壬午の変——」国際政治「日本外交史研究」明治時代 昭32

山辺健太郎「壬午軍乱について」歴史学研究二五七号 昭36

・9

(2) 『日本外交文書』第十五卷(一一九)二二二頁

(3) 「朝鮮交渉事件録」(『日韓外交資料集成』第七卷日韓交渉事件録八九頁)

(4) 『日本外交文書』第十五卷〔一二二〕 二二六—二九頁

(5) 『日本外交文書』第十五卷〔一二二〕 附記(マ、)、「彼ヨリ」脱カ

(6) 『日本外交文書』第十五卷〔一二二〕 附記

(7) 宮武外骨編『壬午鷄林事変』昭7、林 茂「壬午政変と立憲改進党系新聞雑誌の論調」(『帝國主義研究』昭34所収)、山田昭次「立憲改進党における対アジア意識と資本主義体制の構想」史苑二五卷一号 昭39・6 参照

(8) 『公府山県有朋伝』中巻 九〇五—一六頁

(9) 『日本外交文書』第十五卷〔九九〕 一六〇頁

(10) 『日本外交文書』第十五卷〔一二六〕

(11) 『日本外交文書』第十五卷〔一二七〕 二四一頁

七 甲申事変と漢城条約

明治十五年十月朝鮮修信使朴泳孝が来朝したが、井上外務卿は朝鮮要路の一部に日本に倚頼して独立を計る向きがあるのを聞き知した(1)。当時朝鮮に対して積極・消極いずれの策を採るかは井上の苦慮する所であつたらしいが、同月対韓政策三ヶ条を擬定し太政大臣三条美美に提出している。(2)

一、閔係列強と協力し朝鮮の独立を承認させる。

二、清韓宗属問題に関し、清国と直接交渉する。

三、朝鮮国の革新派に援助を与え、自発的に独立の実を挙げさせる。

井上外務卿は滯欧中の伊藤博文に電報で意見を徴したが、その返電は朝鮮独立援助の積極策であつた。井上は疑懼して更に十一

月十七日伊藤宛に朝鮮の実情を説明し、「我ニ於テ想像セシ程ノ氣勢無之故ニ我ニ於テモ単ニ國王其他二三士ノ意ヲ以テ直チニ該政府ノ意嚮ナリト推測シテ之ニ出力スルハ太早計タルヲ免レズ」(3)との見解を伝えた。

右大臣岩倉具視の意見は「朝鮮ノ独立ト属国トノ決ヲ取ルハ各國ノ与論ニ附」する静観策であり(4)、井上も消極政策を持した。十五年十月には十七万円の借款が横浜正金銀行を通じて成立し、また竹添進一郎弁理公使が十六年一月上申した日本警備兵四百の二百人半減も実行された。

結局井上外務卿としては「朝鮮国ニ於テモ各國ト直接ニ条約ヲ締結セシムル等ノ手段ヲ用ヒ、徐ニ独立タルノ地ヲ為サシメ」(5)ようとする漸進策であり、「清国と協調を保ちつつ朝鮮の自主独立を完成しようとする」点で矛盾を含んでおり、その「実施は最も困難で且破綻し易」かつたといえる。(6)

日本の後援を期待した独立党の金玉均らが事大党および清国軍隊を駆逐せんとして竹添公使に決行を迫るに至り、竹添は十七年十一月十二日伊藤参議・井上外務卿に請訓した(7)。

その甲案は独立党を援助し内乱に導く直接行動策で、乙案は清国との和協を旨とし独立党を抑制する消極策で、両案の請訓は京城・東京間郵便最短二週間を要した。到着時に井上外務卿は山口県出張中のため、代理吉田清成外務大輔は伊藤参議の指揮で十一月二十八日竹添公使に電訓し(8)「甲案ノ趣意ハ穩当ナラズ、乙案ヲ以テ可ナリトス。尤モ我政府ハ朝鮮政党ノ一方ヲ助ケ、或ハ公ケニ之レニ干渉スルコトハ取ラザル所ナリ。目下日本党ト称ス

ル者ヲシテ務メテ穩和ノ手段ヲ以テ其國ノ開明ニ尽力セシムルヲ以テ我ニ利アリトス。此辺深ク御注意アルベシ」と回答した。井上もすぐ右の旨趣に同意を与えている。

しかし回訓到着を待たずに十二月四日京城で独立党(革新党)による甲申の変が惹起され(9)、日清兩國軍隊の衝突を招き、朴金らは竹添と共に日本へ逃れ、クーデターは失敗に帰した。

当時朝鮮を隠然指導していた清國が、安南問題で仏國と事を構え戦況不利なのに乗じ、日本が朝鮮における勢力回復を企図しつつあったとは一般に説かれる所である。しかしこの甲申事変が竹添の独断に出た挙か、あるいは本國政府井上外務卿の意を受けた行動かについては確認を欠き所論が岐れている。(10)

私は竹添公使が請訓した事実それ自体が、井上外務卿指令説を否定する材料になると思う。井上自身も翌十八年一月末日、独立党前年の行動に関して「平和ノ手段ヲ用ヒス過激粗暴ノ手段ヲ用ヒテ遂ニ兇党ノ名ヲ負フニ至リタル」「該党ノ行為ニ関シテハ固ヨリ我政府ノ左袒セサルノミナラス我公使ヲシテ彼等ヲ保庇セシムル等ノ訓令ヲ付与セザリシハ事理ノ甚タ賄易キモノナリ」(11)と近藤真鋤(駐韓臨時代理公使)に吐露しているのも、単なる責任回避の遁辭とは思えない。

甲申事變の善後措置について井上は黒田清隆と共に折衝の使命を切望し(12)、十七年十二月二十一日特命全權大使に任命された。同月十四日付伊東巳代治(太政官大書記官、天津談判随員)は井上宛書翰に(13)陸海の兵を派して竹添公使当初の目的を達せしむる事」を進言していた。衆觀を許さぬ對韓談判を前に井上は「朝鮮

に對して敢へて償金の多きを望まず、又文辭の卑きを欲せず、唯今回の變亂の曲は我が國に在りといふことがなければ可い」との考えで、朝鮮政府が我が方の要求を拒めば、余儀なく強請手段をとるか、「アクト・オブ・レプリザル」(Act of reprisal)に無之、即其前の「手段」を講ずる方針であった(14)と伝えられる。

井上は竹添公使責任論を回避して商議を事件の善後處理に限る、朝鮮國全權大臣金弘集との談判にも竹添を列席させなかつた。一方清國吳大澂の介入意圖を排して十八年一月九日漢城條約に調印した。國書による謝意表明、拾壹万圓賠償など國內では「寛に失すと看做す者あり、清國に對する態度軟弱なり」(15)との世評をも受けている。

(1) 田保橋潔『近代日鮮關係の研究』上卷九〇三—四頁

(2) 同前書九〇四頁、『岩倉公使記』下卷九〇六—七頁

(3) 『世外井上公伝』第三卷 四九三頁

(4) 『岩倉公使記』下卷九〇六—八頁

(5) 『世外井上公伝』第三卷 四九二頁 所引伊藤家文書

(6) 田保橋潔『近代日鮮關係の研究』上卷 九〇六頁

(7) 『秘書類纂・朝鮮交渉資料』上卷二六五—六八頁、『日韓外交資料集成』第三卷 四—六頁

(8) 『秘書類纂・朝鮮交渉資料』上卷 二九五頁、『日韓外交資料集成』第三卷 三頁

(9) 甲申事變に関しては本稿一頁註(2)の他に田中直吉「朝鮮をめぐる國際葛藤的一幕——京城甲申の變

——」法学志林五五卷二號 昭32・11

- (10) 本稿一一頁註(2)参照
 (11) 『日韓外交資料集成』第三卷 二一一頁
 (12) 『伊藤博文伝』中巻 三九四頁(井上宛伊藤書翰)
 (13) 『伯爵伊東巳代治』上 八七—八九頁
 (14) 『世外井上公伝』第三巻 五〇六—七頁
 (15) 『伊藤博文伝』中巻 三九九—四〇〇頁

八 清仏戦争と日仏同盟説

『自由党史』(1)の説く所では、仏国公使に軍資軍艦の援助を請い、清仏戦争に乘じ朝鮮改革を実行せんとする計画を後藤象二郎から洩らされた伊藤博文が驚いて井上外務卿と密議を凝らし、竹添公使に密旨を伝え、対韓方針を積極策に転じ独立党援助に乗出したという。この記事は「正確を欠き、且矛盾が尠くないが、恐らく尽く虚構として捨て去るべきではない」(2)かもしれない。がさりとしてそのまま採用して「薩長藩閥は、このような重大事在外野の自由党に任せるべきではない」と考え、かくて井上の対韓政策は突如として転換を見た」(3)「安南問題は、明治政府の対韓政策に影響してそれを転換せしめ、かくて甲申事変が発生した」(4)とするのは即断に過ぎはしまいか。

日仏連衡説は既に明治十六年五月到着の榎本駐清公使から井上外務卿宛報告に、ブレー F. A. Bourée 駐清仏国公使談話など情報もたらされている(4)。

十六年七月十四日井上外務卿は駐仏蜂須賀茂韶公使宛に(5)仏國の対清連合希望に關して

「擲キニ琉球事件アリ後ニ朝鮮ノ騷擾アリ、爾來清政府ノ我ヲ嫌惡怨望スル日一日ヨリ甚シク、為メニ東洋ノ平和ヲ保全スルニ苦慮致候折柄、今又我ニ平素關係ナキ(仮令屬邦主義ニ至テハ同一理ニセヨ)遼遠ノ東京事件ニ付、泰西ノ一國ト公然連合ノ挙動有之候テハ、清國ノ憤焰ヲシテ一層旺盛ナラシメ(中略)此際輕易ニ仏國ノ政略ニ同意シ東京事件ニ就キ陽ニ清國ニ抗拒ノ形迹ヲ露ワシ難ク(中略)我政府公然連合ノ儀ハ右ノ次第ニ付希望不致候共、陰ニ清國ノ屬邦主義ヲ排斥シ仏國ノ論旨ヲ賛成シ、速ニ平和ノ結局ニ至リ候様」

にと清仏關係における中立政策を密信している。

十六年七月二十六日には釜山在勤の前田猷吉總領事から清仏間調停策の進言(6)が寄せられた。また上海在勤の品川忠道總領事からも清仏關係悪化を機会に仏國總領事が安南・琉球兩問題同時解決の議を談話の旨報告して来た。井上外務卿はこれに対して八月二十九日「東洋全局ノ平和ヲ保チ候為、務メテ清政府ノ嫌疑ヲ解キ啓衅ノ機ヲ未然ニ相防キ候趣意」を回訓している(7)。

同年九月一日仏國代理公使は井上外務卿に対し、清國が安南または琉球を攻めた場合、日仏が友誼提携すべき要を述べたが、井上は単に聴取した程度に止まっている(8)。

十七年一月二十三日天津在勤原敬領事からの書信では、原領事が李鴻章に対して、東京出發時における井上外務卿の直話として清仏戦時に日仏連合の考え毫もないと明言した旨を告げると、李が「外務卿ノ考ハ予ノ考ト全ク符合セリ」と頷き、日仏連合を恐れていた様子を報じている(9)。

十七年六月に清仏両国は安南問題をめぐって戦争状態に入った。

同年京城甲申事変二週間後の十二月十九日、上海在勤安藤太郎領事から井上外務卿宛に(10) 仏国政府の駐日同国公使に対する訓令の旨を知らせ、翌日詳細を「仏公使云ク、日本ハ財政困難ノ故ヲ以テ、清国政府ト戦争スルノ力ナルヘシ、果シテ然ラハ仏国政府ハ直チニ同盟スルニ於テハ、日本ノ為メニ巴里ニテ最モ便利ナル方法ヲ以テ公債ヲ募ル事ニ力ヲ尽スヘシ」と、外債の利を掲げて重ねて同盟を提議した旨報じて来たが井上は応じなかった。

もし清仏戦争を転機として、対韓積極方針に乗出したのならばこれら仏国の同盟提議にももう少し耳を藉してもよい筈ではなからうか。井上は決して積極方針に転じたとはいえない。そうでなければ井上が甲申事変の十数日前に清仏両国間の居中調停を訓令(11)していることが理解できない行動となってしまう。

- (1) 板垣退助監修『自由党史』下巻 三四五—三五二頁
- (2) 田保橋潔『近代日鮮関係の研究』下巻 一三九頁
- (3) 彭沢周「清仏戦争期における日本の対韓政策」史林四三巻 三号 一三二・一四二頁

- (4) 『日本外交文書』第十六巻〔二〇〇〕以下
- (5) 『条約改正関係大日本外交文書』第二巻〔二九六〕九二六頁
- (6) 『日本外交文書』第十六巻〔二三九〕
- (7) 『日本外交文書』第十九巻〔五九〕附記〔二六〕(二七)
- (8) 『日本外交文書』第十六巻〔二五九〕
- (9) 『日本外交文書』第十七巻〔二〇四〕五一〇頁、〔二〇七〕

明治前半期における井上馨の東亜外交政略(安岡)

五一六頁
四三頁

(10) 『日韓外交資料集成』第三巻 甲申事変編〔一九〕〔二〇〕

(11) 『日本外交文書』第十七巻〔二六四〕

榎本駐清公使電報井上外務卿宛「我國ニ於テ居中調停ヲ試ム可キ訓令」ニ対スル回答。なお(註)によれば井上外務卿の訓令発電は明治十七年十一月十八日山口県出張先より。同二十一日「調停ニ関シ本省ハ同来ジョイント、アクシヨンニモ同意ナリ」と追電(同書五八四頁)しており、共同調停の意向をも有していたのである。

九 天津条約と朝鮮共同保護案

朝鮮問題に清国との折衝妥議なくては真の解決を得ないことは京城兩次の事変の経緯にも明らかで、井上は全權大使として下関に在る時(明治十七年十二月二十六日)、三条太政大臣 有栖川左大臣・伊藤参議宛に(1) 閣議の朝鮮略略決定方に関して「明治十五年朝鮮事変ニ付内閣御評議ノ際、拙者朝鮮ニ対スル処分ノ意見ハ成丈事ヲ支那政府ニ議リ以テ日清ノ和局ヲ保チ度儀ニ有之候処、衆議之ニ反シ飽マテ該國ノ独立ヲ助ケ其事ニ干渉スルノ計画ニ議決セラレタリ」と、壬午事変における日本政府の政略が早晚日清間の葛藤を生ずべきであった点を顧み、「朝鮮ニ対シ不充分ナル一時ノ平局ヲ結候ハ、是其姑息ニ出ルモノニテ、他日再ヒ朝鮮ニ於テ今日ノ如キ事変ヲ再発スヘキハ、拙者ノ曩ニ予言シタルト同様」と戒め、今後朝鮮の独立策を採るか、清国属邦論を認め

るかの二者択一、廟議確定とその通報を、帯命渡韓を前にして要請している。

十八年二月伊藤博文特命全權大使出発に当り、井上外務卿の与えた訓令は「将来ノ為ニ善後ノ事宜ヲ商弁スルノ方向ヲ取り」、対清要求としては、変乱指揮の将官責罰と漢城駐兵三ヶ月以内の撤兵の二項に止めた(2)。四月十八日天津条約調印により、日清両国の撤兵と、出兵の場合の相互通知が約された。

天津において李鴻章との交渉を伊藤大使と共にした榎本駐清公使は、十八年五月六日井上外務卿に対して爾後の対鮮策として「朝鮮ヲ以テ日清両国合同保護ノ下ニ置ントノ議」を再論し、畢竟日清両国が仮に協約せずとも、實際上内乱時には両国出兵鎮定に当るし、兵備編制にも両国借款供与と、事実上合同保護の形となるのは必至と見て、朝鮮が自立の実を挙げるまで中立化は不可能との見込みを建言した(3)。

井上外務卿は初め日清共同保護に賛せず、六月九日榎本公使宛に天津条約には派兵の条項を含むが、「此条約ノ為メ前日独立ト認タル朝鮮国ヲ変シテ半属若クハ保護国ト為スカ如キ意向ハ無之」「我政府ニ於テハ依然朝鮮国ノ独立ヲ認ル事明白ナリ」との見解を示し、天津条約は「朝鮮地方ニ於テ日清間ノ紛議ヲ再三發生セシムル原因ヲ将来ニ杜絶スル」の意に出た旨を付言している(4)。

さらに翌十日榎本宛に英国の巨文島占拠事件に関し李鴻章に対して、朝鮮に対する政策は秘密裡に常に李と井上との協議の上で李が施行する、メルレンドルフの代りに適当な米国人を採用する

等の八項目を示し、その意向を打診するよう命じた。その訓令中(5)にも「右ハ全ク亜細亞全洲ニ虎狼ノ侵襲ヲ防クヲ以テ其静謐安寧ヲ保全スルノ一点ヨリ出テ朝鮮政府ノ治略ニ干渉スルノ主意ニハ無之」とし、榎本の日清合同保護提案に対しては一応尤もとしながらも「我政府ノ政略一変シタル上ハ知ラズ、今日ノ場合ニ於テハ到底難被行事」と否定的であり、ただ朝鮮国王や同政府の対露密使派遣の虞れを危惧している。

井上が合同保護の名を避け、清との協議でその実を得ようとした八ヶ条提案を榎本は李との会談で提示した。しかし李はその第三項すなわち朝鮮大臣の任用に李が井上と協議する条項を難じ、結局不同意ということでも井上の方策も目的を遂げ得なかった。

かくて日本は朝鮮を「放任シ自然ノ成行ヲ傍觀スル」ばかりで一方清国は「名実共ニ朝鮮ヲ中国ノ属邦トセントスル挙動ヲ現シ来リ」、袁世凱を駐劄朝鮮交渉事宜として漢城に赴任させ干渉政策を進めたのである。

(1) 『日韓外交資料集成』第三卷 甲申事変編「三九」一〇四一

五頁

(2) 『日本外交文書』第十八卷「一一八」附記二

(3) 『日韓外交資料集成』第三卷 天津条約編「六五」、「日清交際史提要」第十四編(『日本外交文書』明治年間 追補第一冊三四九一

五〇頁

(4) 『日韓外交資料集成』第三卷 天津条約編「七〇」四五五頁

(5) 『日清交際史提要』第十五編(前掲所収書三六〇頁)

(6) 同前書三八六頁

む す び

明治十八年十二月、内閣制度発足後も井上は引続き外務大臣として外交の衝に當る。この前後、朝鮮改革に関する旧自由党左派の企図が発覚した(1)。(大阪事件、十八年十一月)また亡命鮮人金玉均の処遇には苦慮したが、十九年八月小笠原島へ護送した(2)。同月長崎で清国水兵事件が発生し、翌二十年二月に至って落着する(3)。二月末には巨文島を占拠していた(十八年四月以降)英国艦隊が漸く撤退した(4)。条約改正問題の蹉跌で井上は二十年九月外相の任を去るが、辞職前の七月内閣に提出した意見書(5)には欧州諸国の東方経略策を警告している。

日清戦争勃発後、二十七年十月井上は内務大臣の職を抛ち一公使として朝鮮に赴任し、その内政改革に當った(6)。ここに詳述できないが、この一事でも井上の朝鮮問題解決の熱意を窺うに足りよう。その対韓基本方針は朝鮮独立策にあったが、露独仏三国干渉にあうに及び対韓干渉主義の変更を余儀なくされた。朝鮮問題をめぐり露国と衝突するのを避けるため井上は日露提携論を提唱する(7)。

井上の東亜外交政略は西洋勢力の東侵に対する東亜諸国の提携を基調としており、西洋の一国乃至数国と結んで東亜における優越的地位を得んとする積極方針は採らず、協調を旨とする慎重な方策を旨としていた。従って清仏戦争に乗じて積極策に転じ京城甲申の変を惹起したとする見解には与し難く、井上は外務卿としての責任を問われるに止まらう。

明治前半期における井上馨の東亜外交政略(安岡)

以上本稿では明治前半期に限り、対清韓政策を主として検討した。明治後期・大正初期の元老時代には言及しない。日露戦争・日韓併合を経て東亜における日本の地位は日清戦争以前とは同日に論ぜられず、井上の構想にも変化が見られるのは当然であろう。

(1) 『日本外交文書』第十九卷(二〇九)〔二二〇〕、石川諒一、玉水常治『自由党大阪事件』昭8 参照

(2) 『日本外交文書』第十九卷(二二一)〔二四九〕、『世外井上公伝』第三卷七四一—五八頁

(3) 『日本外交文書』第二十卷(二三四)〔二五五〕、『世外井上公伝』第三卷七一八—三一頁、「長崎港清艦水兵喧鬧事件」

(4) (『秘書類纂・兵政関係資料』所収)

(5) 『日本外交文書』第十八卷(三三二)〔三三三〕

(6) 『世外井上公伝』第三卷九〇七—一四頁

(7) 『世外井上公伝』第四卷三八一—五三九頁

〔付記〕井上馨文書その他の閲覧に便宜を賜った国立国会図書館憲政資料室に厚く謝意を表します。